

令和6年10月21日

かかりつけ医等発達障がい 対応力向上研修

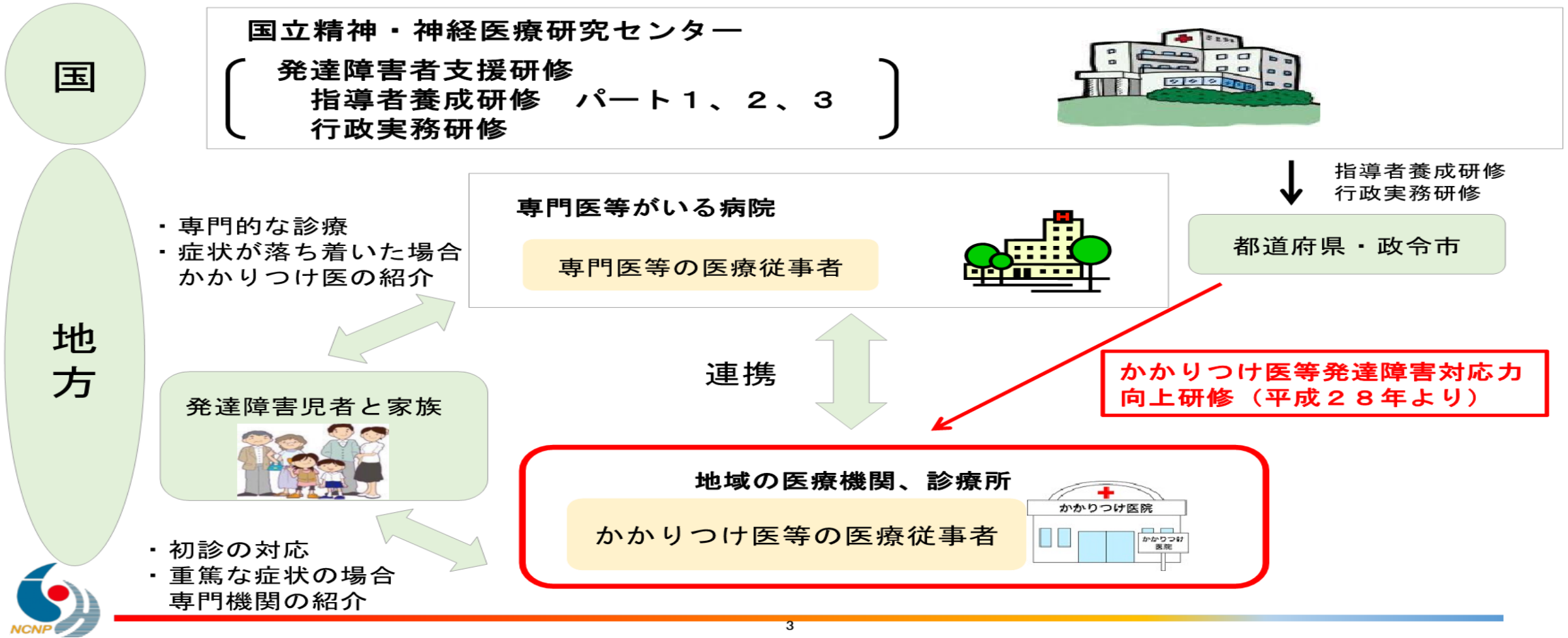
発達障がい者総合支援センターの業務について



徳島県発達障がい者総合支援センター ハナミズキ
地域支援・連携担当 早瀬 美和子

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

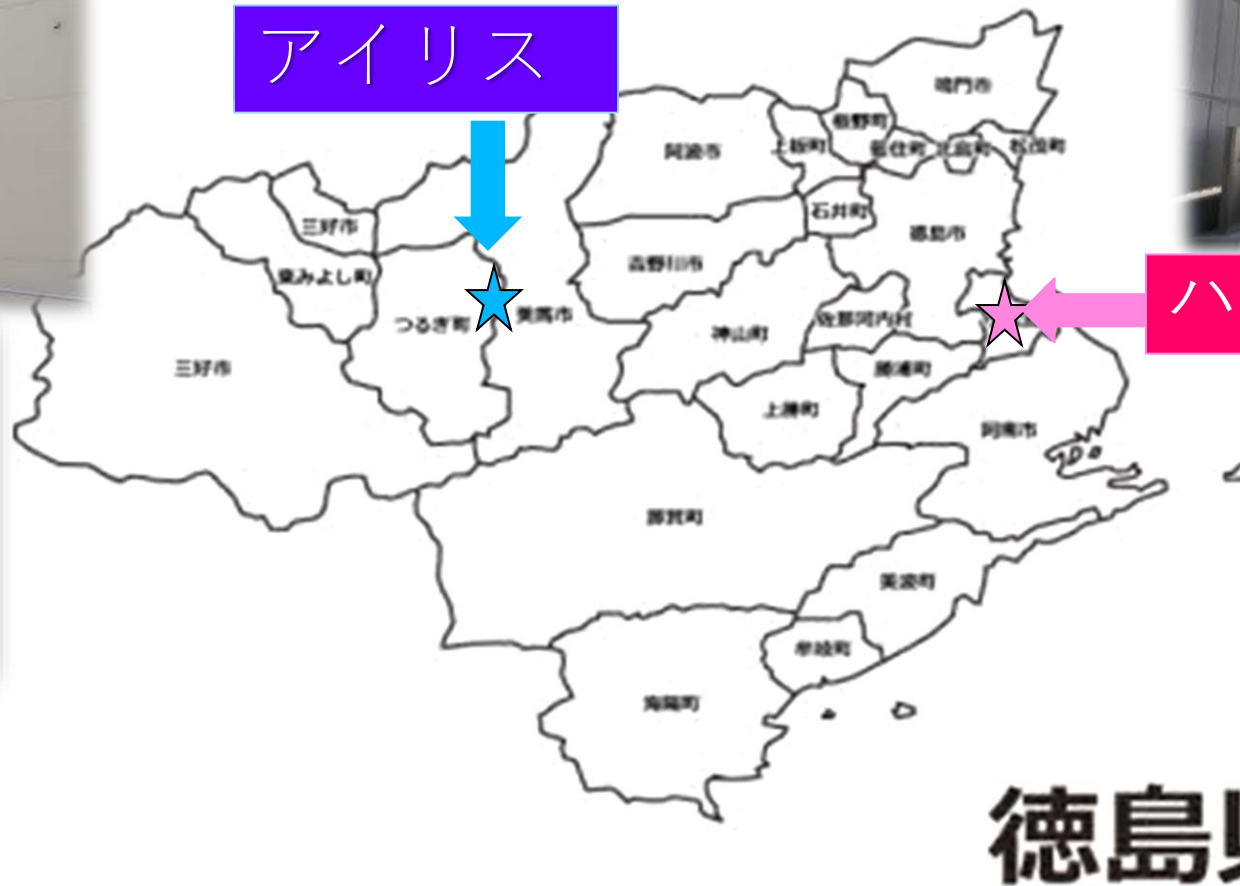
かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業は、発達障害における早期発見・早期治療の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多い小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期対応の推進を図る。



発達障害者支援センターとは

- 「発達障害者支援法」に基づき、発達障がい児者への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関
- 都道府県・指定都市自ら、または、都道府県知事等が指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等が運営。**全国約98カ所**
- 発達障がい児者とその家族が豊かな地域生活を送れるように、**医療、保健、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築**しながら発達障がい児者とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行う

徳島県発達障がい者総合支援センター ハナミズキとアイリス



主な業務

- **相談支援**(本人・家族だけでなく、関係者や支援者のみもOK)
※機関コンサルテーション・・・関係機関に対するアドバイス
- **発達支援**(心理検査や療育等の各種支援プログラムを実施)
- **就労支援**(就労や自立に向けた支援・各種グループ活動を実施)
- **研修・啓発**(発達障がいについての情報提供や研修会を実施)

「障がいかどうか」を判断(診断)する機関ではなく、
「困っていること」をどうやって見立てるか／解決していくか
を、一緒に考える機関。課題解決のためには、本人・保護者を
支える地域の方(学校や行政等)のサポートが重要です。

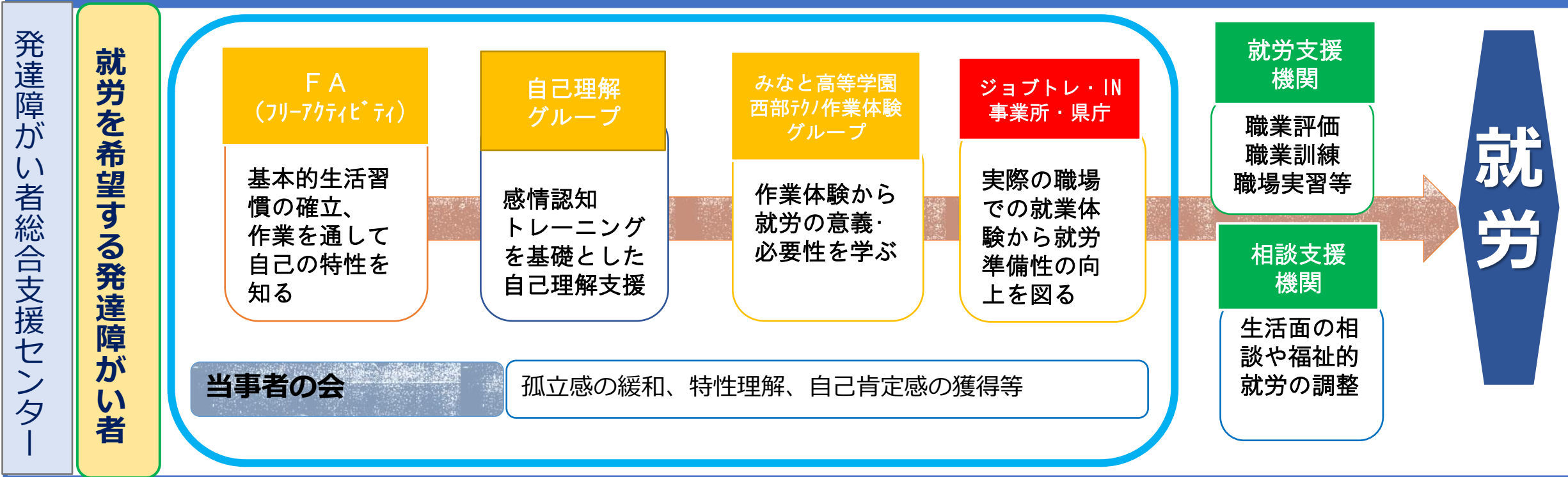
ハナミズキ・アイリスへの相談について

- 本人の相談だけでなく、家族や関係者のみの相談にも応じています（発達障がいの疑いでもOK）
- 乳幼児期から成人まであらゆる年齢層が対象
- 医療機関ではないため、診断はしていません
- 完全予約制。事前に電話等で予約をとってもらいます（その際、簡単に状況を確認）
- 費用は無料



就 労 支 援

就労移行サポート事業



就労支援の状況

自己理解・特性理解を経て、アルバイトや福祉就労等何らかの就労に繋がる利用者が増加。また、昼夜逆転やひきこもり生活から、FA等の日中活動に移行し、就労意欲を高められている。

- ◆一般・アルバイト・障害者雇用・福祉就労の増加
- ◆ひきこもりの改善

普及啓発

○ブルーすだちくん（発達障がい者支援すだちくん）の活用

【活用法】

- ・市町村窓口用「案内板」への掲載（相談窓口の明確化）
- ・県発行の冊子やHPへの掲載
- ・発達障がい者支援専門員等に交付する修了証への掲載
- ・県外支援団体が実施する普及啓発での活用、リーフレット等へ掲載

○世界自閉症啓発デー(4月2日)連携事業

- ・文化の森で啓発パネル展や作品展
啓発映画会、音楽療法の開催

○大学祭、県施設、商業施設等で啓発



支援学校と連携しブルーライト
アップ



パネル展



大学祭



地域の支援力向上

関係機関の支援力向上

～身近な地域で相談を～

○市町村、相談支援事業所職員等 対象

【発達障がい者支援専門員養成研修】

身近な地域で切れ目のない適切な支援を受けられるよう相談や支援を行う「発達障がい者支援専門員」を養成

令和6年10月現在
150名養成

New! 【発達障がい児コーディネーター養成研修】

○保健師等 対象

【早期発見体制支援事業】

市町村乳幼児健診における技術支援、助言・指導
(小松島市、石井町、美馬市、つるぎ町、三好市、藍住町、北島町、

令和6年10月現在
19名養成

○医師・コメディカル等 対象

【かかりつけ医等対応力向上研修】

かかりつけ医や小児科医、心理士等専門職向け研修会を開催
発達障がいの早期発見・早期支援のための体制整備

R5年度91名受講

○相談支援専門員等 対象

発達障がい者の支援関係者(保健・福祉等)を対象に、
困難ケースへの対応力を高める事例検討を実施

発達障がい児の子育てを応援

～支援に繋げる～

○ペアレント・トレーニングを地域で実施

親が手法を学び、子どもの心理やパターンを理解・
分析し、問題行動を減少させる技術を獲得



児童発達支援センター
障がい児通所支援事業所等で実施することで
身近な地域に根ざした活動を目指す。

○ペアレント・メンター養成・活用事業

先輩保護者としての支援の特徴・メリット

- ・同じ親としての共感
- ・当事者視点での情報提供
- ・子育てにおける孤立感の軽減

令和6年10月現在
登録者22名

グループ相談会や保護者学級での相談・助言
シルバー大学校や各種研修会等での啓発活動

徳島県における医療機関リスト

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/hattatsu/hanamizuki/5020961/5021459/>

The screenshot shows the website interface for the 'Developmental Disability Comprehensive Site' of Tokushima Prefecture. At the top, there is a navigation bar with the Tokushima Prefecture logo and text '徳島県 Tokushima Prefecture'. To the right of the logo are options for '文字サイズ' (Text Size) with buttons for '小' (Small), '標準' (Standard), and '大' (Large), and a link for '文字サイズ変更・背景色変更・音声読み上げ' (Change text size, background color, and audio playback). Below this is a search bar with the text 'とくしま発達障がい総合サイト' and a '検索' (Search) button. A navigation menu below the search bar includes 'トップ' (Home), '発達障がいとは' (What is developmental disability?), '利用案内' (Usage information), '相談したい' (I want to consult), 'よくある質問' (Frequently asked questions), '研修会・講座' (Seminars/Lectures), '支援機関' (Support organizations), '刊行物' (Publications), and 'サポーター' (Supporters). The main content area shows a breadcrumb trail: 'とくしま発達障がい総合サイト > 徳島県発達障がい者総合支援センターハナミズキ・アイリス > 支援機関 > 【令和5年度版】発達障がい児者のための医療機関リストを作成しました'. A large green banner contains the text: '【令和5年度版】発達障がい児者のための医療機関リストを作成しました'. Below the banner, there is a paragraph: '平成28年度に作成した医療機関リストを令和5年度版として改訂しましたので、ご活用ください。' followed by two bullet points: '※PDFデータでは、医療機関リスト掲載の各医療機関の診療内容等を掲載しています。' and '※エクセルデータの「各医療機関一覧表」では、ホームページアドレスをクリックしていただくと、各医療機関のホームページを見ることができます。'. At the bottom left, there is a red bullet point followed by the text '目次' (Table of Contents).

「発達障害者のための支援機関リスト」作成（2013年）



発達障がい者（児）のための「医療機関リスト」作成（2017年）



改訂版作成（2020年）

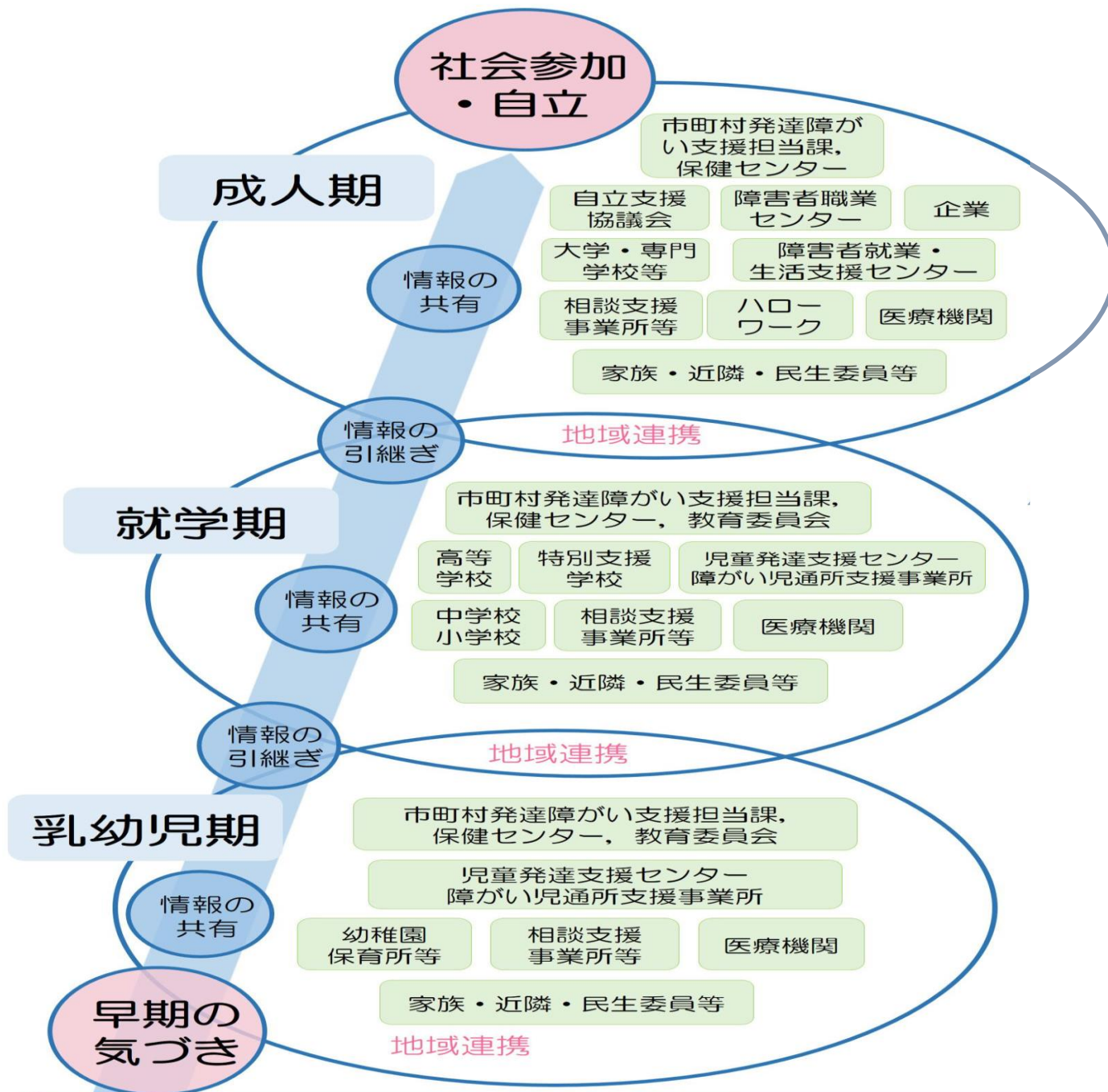


改訂版作成（2024年2月）

御協力ありがとうございます

徳島県ライフステージ関係図

ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実



参考

○自立支援協議会

地域の障がい福祉等関係者が集まり、相談支援状況や課題の共有、障がい福祉サービスの整備等を目的とした会

名称は様々で開催回数も会による

例：鳴門市障がい者サービス調整会議、板野郡自立支援協議会（両会月1回程度開催）

○要保護児童対策地域協議会（要対協）

被虐待児等の要保護児童の早期発見や適切な保護、そしてより良い家庭支援を行うため、関係者の円滑な連携・協力を確保する会
要保護児童が、発達障がい児や発達障がいの可能性がある場合も

相談支援機関

相談支援事業所

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。

<子どもの療育、教育についての相談・支援機関>

障害児通所支援事業所

障がいのある子どもを対象に、日常生活や集団生活への適応のための訓練を行う通所施設です。市町村の担当窓口で利用の手続きを行います。

- ・ 児童発達支援事業所

(障がいのある未就学児が対象)

- ・ 放課後等デイサービス事業所

教育委員会、総合教育センター、特別支援学校等

特別なニーズがある子どもの就学や教育についての相談を行います。

<働くことの相談、支援機関>

ハローワーク

専門の職員を配置し、求職申込から就職後のアフターケアまで一貫した職業紹介、就業指導等を行います。

障害者職業センター

障がい者に対して、ハローワークと協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障がい者の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。

職業準備訓練、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業

障害者就業・生活支援センター

障がい者の就業と、これに伴う日常生活・社会生活上の相談・支援を一体的に行います。

<働くことの相談、支援機関>

就労支援事業所(障がい福祉サービス)

障がいがある方の就労をサポートする障がい福祉サービスです。市町村の担当窓口で利用の手続きを行います。

就労移行支援事業所

就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

就労継続支援事業所(A型・B型)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

地域若者サポートステーション 対象：15歳～49歳

就労への不安、人間関係の悩み等、若者（その家族）の相談にのり、厚生労働省の委託事業で、雇用・福祉・教育・医療機関・各種団体と連携しながら支援を行います。